

**デジタル実装の横展開加速化を目的とする  
モデル仕様書の対象サービス・システム  
に係る情報提供依頼  
(RFI:Request For Information)**

**令和 5年 12月5日**

**デジタル庁**

**デジタル庁デジタル田園都市国家構想チーム**

## 1. 概要

### (1) 件名

デジタル実装の横展開加速化を目的とするモデル仕様書の対象サービス・システムに係る情報提供依頼（RFI）

### (2) 目的

デジタル庁では、地域のデジタル実装を推進すべく、主要分野で導入実績の多い優良事例（ベスト・リファレンス）を支えるサービス/システムのカタログ（2023年8月第1版公表。以下、「サービスカタログ」という。）と、ベスト・リファレンスを調達するための標準的な要件・機能を整理したモデル仕様書（以下、「モデル仕様書」という。）を作成している。モデル仕様書は、「調達仕様書の作成が負担」「ノウハウがなく、人手も足りないなかでデジタルに取り組めない」といった自治体を対象に、サービス分野・種別毎に仕様書上の要件や機能についてひな形として整理し、自治体担当者の調達作業負担軽減を目的とするツールである。そのため、本RFIはデジタル庁が調達するシステムではなく、自治体が調達するシステムに関するRFIとなる。

現在、12月中旬に13のサービス類型に関するモデル仕様書の公開と、その機能要件の充足度や導入実績を踏まえたサービスに★マークを付けて追加したサービスカタログ第2版を公表する予定である。

## 2. 関連するスケジュール（予定）

以下のスケジュールでモデル仕様書の公表およびサービスカタログの改訂を行う予定である。

- 12月上旬：RFIおよびサービスカタログ掲載候補サービスの募集  
（本調査依頼によるもの）
- 12月中旬：モデル仕様書の公表
- 12月下旬以降：サービスカタログへの追加掲載

また、モデル仕様書を用いた自治体の調達スケジュール例として以下のような例が考えられる。

- 令和6年春～夏：モデル仕様書を活用した調達
- 令和6年秋～冬：調達されたサービスの提供開始

### 3.情報提供依頼期間

令和 5 年 12 月 5 日 ~ 令和 5 年 12 月 11 日 17 時

### 4. 情報提供の依頼内容等

本 RFI において求める情報を以下に示す。

(ア) 別紙各サービス類型におけるモデル仕様書に記載された機能要件に関するご意見

- 別紙 1~13 の中で、回答事業者が提供するサービスが最も当てはまる分類の資料を選択し、各項目について回答事業者が提供するサービスの対応状況を回答。

回答は別添資料内に記載の凡例に従って記入すること。

(イ) サービスカタログ拡充に伴う掲載候補サービスに関するご意見

- (ア)にて回答されたサービスについて、サービスカタログへの掲載を希望する場合は、別紙 14 に必要事項を記入の上、(ア)に合わせて提出すること。掲載については、(ア)でご回答いただいたモデル仕様書への機能の充足度、デジタル田園都市構想交付金(デジタル実装タイプ)採択実績、採択自治体数、府省庁等からの表彰実績等、一定の要件の下に掲載を判断する。

### 5. RFI の取り扱い

RFI の依頼において、提供を受けた情報、資料は次のとおり取り扱うものとする。

- RFI の依頼は、4.情報提供の依頼等に記載する内容に関して、広く情報を得るための手段としたものであり、今後のデジタル庁の業務に関する意味を持つものではないこと。
- 情報提供の依頼において、デジタル庁から資料の提供を受けた場合は、本 RFI 終了後に消去すること。
- 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、デジタル庁もしくはサービスカタログ・モデル仕様書作成業務の委託事業者から、提出された資料等の内容等について照会または追加の資料提供を依頼する可能性があること。
- 本 RFI の実施に要する費用は、全て事業者等の負担とすること。
- 本 RFI において提供を受けた提案、資料等は返却しないこと。

- 提供を受けた資料等については、本業務を担当するデジタル庁およびサービスカタログ・モデル仕様書作成業務の委託事業者の関係者に限り、複写・配付が行われる。また、デジタル庁は提供者に断りなくサービスカタログ・モデル仕様書作成業務に関する委託先以外の他者には提供しないこと。

## 6. 資料の提供方法

### (1) 資料資料の形式

別紙資料に記入の上、Excel ファイル形式で提出すること。

### (2) 提供方法

資料については、下記 8 に記載する提出先に、E-Mail にて提出すること。

E-Mail 件名は『【モデル仕様書・サービスカタログ RFI に関する回答】』を付与すること。

提出社名又は機関等の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記し提出すること。

### (3) 提出期限

令和 5 年 12 月 11 日(月) 17 時

## 7. 本 RFI に関する質問

本 RIF に質問がある場合は、以下のとおりとする。

### (1) 質問方法

下記 8 に記載する照会先に E-Mail にて問い合わせることとし、件名については「RFI に関する質問」とすること。

### (2) 質問受付期間

令和 5 年 12 月 5 日 ~ 令和 5 年 12 月 7 日(木) 17 時

## 8. 照会先、資料提出先

以下 2 つの連絡先両方に照会、提出すること。

・デジタル庁 デジタル庁デジタル田園都市国家構想チーム(担当 渡邊、丸山)  
東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町

e-Mail : dd-type2.3@digital.go.jp

・(受託事業者)デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社  
担当：泉、古賀、山本

e-Mail : [wellbeing-map1@tohmatu.co.jp](mailto:wellbeing-map1@tohmatu.co.jp)